■申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合(土地・建物の利用に関する許諾書等)

申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合、設置場所の土地・給電対象施設の利用に関する許諾およびV2H充放電設備の保有義務期間(5年)以上において 設置することの許諾を土地・給電対象施設所有者から得ることが必要です。

【許諾書の例】

V2H充放電設備設置に関する許諾書

- 100株式会社 殿
 - 3 物件所在地 ○○県○○○市○-○-○

使用目的 V2H充放電設備設置のため

- 4 私所有の上記土地および施設に、V2H充放電設備を 設置することを許諾いたします。
- 5 なお、その期間は設置後5年間以上といたします。
- 6 2024年〇〇月〇〇

土地•施設所有者

住所 〇〇県〇〇市〇-〇-〇

2 氏名

 特約事項

V2H充放電設備設置に関する許諾書

【確認事項】下記の①~⑥が確認できる必要があります。

- ① 賃借人
- ・賃借人名の記載
- ② 賃貸人
- ・賃貸人名の記載
- ③ 設置場所住所
- ・申請で入力した設置場所住所であることの記載
- ④ 許諾
- ・V2H充放電設備設置を許諾していることの記載
- ⑤ 期間
- ・V2H充放電設備の設置完了から保有義務期間(5年間)
- 以上、許諾していることが確認できる期間の記載
- ⑥ 作成日
- ・作成した日付の記載

◆各種書類の提出方法について

- ・紙等実体のある形式が正規のもの
 - →原則として実際の書類をスキャンまたは複写したデータを提出願います
- ・電子データ自体が正規のもの
 - →受領当時から電子データの場合はそのデータの提出も認めます (電子捺印、スタンプ等を推奨)

申請者(C)

■申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合(転貸借の場合)

- ・借地にV2H充放電設備を設置する場合は、交付申請時までに土地所有者の許諾を得ていることが必須となります。
- ・土地の契約関係が以下のようになっている場合の許諾書について申請者©は土地の所有者®から許諾書を得ることが必要です。 ただ、契約関係にない申請者®が土地所有者®から許諾書が取得できない場合には以下のように許諾書を得る必要があります。

<诵常> <ケース1> 〈ケース2〉 Aが©に対してV2H充放電設備を AとBとの土地の賃貸借契約書に設置後5年 AとBとの土地の賃貸借契約書に設置後5年 5年間許諾することを証する書類を提出 以上の契約期間が確認できる場合 以上の契約期間が確認できない場合 ■ (A)とB)との賃貸借契約書 ■Aから®宛ての許諾書 ■ ®から©宛ての許諾書 ■ ®から©宛ての許諾書 十地の所有者 土地の所有者 (A) 十地の所有者 V2H充放電 十地の V2H充放電 設備設置の 賃貸借契約書 設備設置の 許諾書 ポイント! 許諾書 5年以上 申請者(C) ホールディング会社 ホールディング会社 (B) V2H充放電 V2H充放電 設備設置の 設備設置の 許諾書 許諾書

申請者(C)